（証券コード 1934）
平成27年６月２日

株 主 各 位

仙台市宮城野区榴岡四丁目１番１号
株式会社　ユアテック
取締役会長　大 山 正 征

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当会社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧いただき、同封の**議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ、平成27年６月23日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたく**お願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　仙台市宮城野区榴岡四丁目１番１号　当会社３階大ホール
３．会議の目的事項

報告事項　１　第101期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２　第101期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　退任取締役および退任監査役に対し慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業グループの現況に関する事項

(1)　事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や夏場の天候不順の影響等により個人消費に弱さがみられたものの、生産や輸出の持ち直しに加え、雇用・所得環境の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

建設業界においては、公共投資は引き続き高水準で推移し、民間設備投資は企業収益が改善するなかで緩やかな増加基調にあるものの、建設需要の拡大に伴う資材費や労務費などの建設コストが高騰しているなど、当社を取り巻く経営環境は、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社は、東北地域の復興事業に取り組むとともに、企業変革に積極的に挑戦し、競争を勝ち抜く強靭なユアテックの実現に向け、企業グループの総力を結集して、以下のような諸施策に取り組んでまいりました。

屋内配線・空調管設備工事においては、被災地域の復興に資するべく、復興関連工事の積極的な受注獲得に努めてまいりました。また、東北・関東圏における工場、病院、ショッピングセンター、再開発事業等の大型工事の受注獲得に努めたほか、ベトナム国を中心とした海外工事の受注拡大にも注力いたしました。

配電線などの電力工事においては、確実な受注の確保に努めるとともに、電力安定供給のための設備工事・修繕工事等に注力してまいりました。

情報通信工事においては、民間通信事業者の光ファイバーケーブル敷設工事や防災・防犯関連設備工事等の受注獲得に注力いたしました。

さらに、太陽光・風力等の再生可能エネルギー関連工事においては、きめ細かな技術提案型営業を実施し、東北地域を中心とした太陽光・風力発電設備工事の受注獲得に努めてまいりました。

加えて、本年２月には当社子会社である株式会社ユアソーラー保原の「保原日の出太陽光発電所」が完成し、運転を開始いたしました。

また、経営の基本である安全確保の徹底と施工・業務品質の向上をベースとした業務運営を継続して実践するとともに、開発営業や原価低減の推進などにより競争力を強化し、オールユアテックで収益拡大をはかってまいりました。

以上の結果、当期の連結売上高は2,177億１千２百万円（前年比17.2％増）となりました。

また、損益面につきましては、連結営業利益は112億４千万円、連結経常利益は123億２千４百万円となりました。

さらに、今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性のある部分について繰延税金資産を計上することとし、△38億１百万円を法人税等調整額に計上いたしました。

この結果、連結当期純利益は121億６千万円となりました。

なお、当社は、平成26年10月に会社創立70周年を迎えることができました。これもひとえに株主のみなさまをはじめ、関係各位のご支援の賜物と心より厚く御礼申しあげます。つきましては、株主のみなさまへの感謝の意を表するため、中間配当において、１株につき５円の普通配当に加え、記念配当２円を実施させていただきました。

ａ．企業グループの当期売上高

（単位：百万円）

区　　分	当期売上高
設備工事業	214,637
リース事業	1,768
その他の事業	1,306
合　　計	217,712

ｂ．当社の当期受注工事高・完成工事高および繰越工事高

（単位：百万円）

区　　分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
屋内配線工事	55,214	75,977	73,562	57,629
配電線工事	7,083	53,960	51,022	10,021
その他電気・空調管・情報通信・土木建築工事	31,302	82,870	81,201	32,971
合　　計	93,600	212,808	205,786	100,621

(2) 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、海外景気の下振れによる輸出への影響が懸念されるものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種経済対策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが期待されます。

建設業界においては、公共投資は緩やかな減少傾向に転じていくとみられるものの高水準を維持し、民間設備投資はこれまでの企業収益の改善等を背景に増加していくものと見込まれております。

また、電力工事は、電力安定供給のための設備工事・修繕工事等が引き続き堅調に推移していくものと見込まれております。

このような状況を踏まえ、当社は、平成26年度中期経営方針（平成26～30年度）の主要施策である安全確保の徹底と施工・業務品質の向上、事業基盤の強化による戦略的企業構造への変革、競争力の強化によるオールユアテックでの収益拡大に、引き続き取り組んでまいります。

加えて、平成27年度中期経営計画では、本方針以降の環境変化を踏まえ、①事業基盤と競争力の強化、②一般市場からの収益拡大と電力システム改革への対応、③活力と魅力のある職場づくり、④Yurtecブランド（安全・高品質・信頼）の向上の４つの力点を設定いたしました。これらの具体的施策を重点的に取り組むことにより、中期基本目標である「企業変革に積極的に挑戦し、競争を勝ち抜く強靭なユアテックの実現」を目指してまいります。

また、2020ビジョンの実現に向け、アクションプランの具体的施策を本計画に織り込み、着実に実行してまいります。

さらに、平成32年度時点における「売上高2,000億円、営業利益率4.0％」の数値目標を掲げ、低コスト体制の構築や施工能力の向上等による安定した収益の確保に向け、意欲的に挑戦してまいります。

当社は、安全で安心なインフラ整備の責任を担う企業として、企業行動の質的向上をベースに、引き続き被災地域の復興に取り組んでまいります。また、「ユアテックグループの未来を切り開いていく」という強い気概と責任を持ち、目標達成に向け、企業グループの総力を結集し積極果敢に挑戦してまいります。

今後とも、株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況の推移

ａ．企業グループの財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	平成23年度 第98期	平成24年度 第99期	平成25年度 第100期	平成26年度 第101期（当期）
売上高	200,123	164,617	185,823	217,712
経常利益	7,374	△ 2,402	△ 252	12,324
当期純利益	△ 8,485	△ 3,666	3,503	12,160
１株当たり当期純利益	△ 106円57銭	△ 46円06銭	44円02銭	152円81銭
総資産	164,250	146,937	157,021	180,723
純資産	77,649	73,137	74,431	92,564

ｂ．当社の財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	平成23年度 第98期	平成24年度 第99期	平成25年度 第100期	平成26年度 第101期（当期）
受注工事高	178,692	160,819	196,889	212,808
完成工事高	189,252	155,385	176,032	205,786
経常利益	5,983	△ 2,847	△ 1,023	10,860
当期純利益	△ 8,845	△ 3,792	2,914	11,357
１株当たり当期純利益	△ 111円09銭	△ 47円64銭	36円62銭	142円72銭
総資産	148,211	131,849	140,865	161,543
純資産	69,940	65,296	67,412	83,099

(4) 設備投資および資金調達の状況

当期における設備投資額は、39億６千３百万円であります。その主なものは、子会社である株式会社ニューリースのリース資産取得などであります。なお、リース資産取得に伴う資金は、長期借入金にて充当いたしました。長期借入金による資金調達額は、27億円となっております。

(5) 重要な親会社および子会社等の状況

a．親会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当該会社の当社に対する出資比率（%）	事業内容
東北電力株式会社	251,441	46.67（47.16）	電気事業

（注）（ ）内は、間接所有の割合を含めた出資比率であります。

当社は、親会社から配電線および送電線工事などを受注・施工しております。

b．重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の当該会社に対する出資比率（%）	事業内容
株式会社トークス	90 百万円	85.00	設備工事業・警備業・不動産業
株式会社ニューリース	50	100.00	リース業
株式会社ユートス	35	100.00	設備工事業
株式会社ユアテックサービス	20	100.00	設備工事業
株式会社テクス宮城	30	100.00	設備工事業
株式会社テクス福島	28	100.00	設備工事業
宮城電設株式会社	30	100.00	設備工事業
グリーンリサイクル株式会社	100	100.00	廃棄物処理業
株式会社アクアクララ東北	50	80.00	清涼飲料製造業
株式会社大雄電工	20	100.00	設備工事業
株式会社ユアソーラー富谷	100	95.00	電気事業
株式会社ユアソーラー保原	35	100.00	電気事業
有限会社ユアテックベトナム	10 万USドル	100.00	設備工事業

（注）１．有限会社ユアテックベトナムは、従来非連結子会社としておりましたが、重要性が増したため、平成26年４月１日から連結子会社といたしております。
２．平成27年７月１日付にて、株式会社トークスは、東北電力株式会社の子会社である東北用地株式会社に事業の一部を譲渡する予定であります。また、同日付にて、当社は、東北電力株式会社が保有する株式会社トークスの全株式を取得し、完全子会社とする予定であります。
３．株式会社ユートスは、東京電力発注工事に関連して、平成25年12月に、延べ40社が公正取引委員会から措置命令等を受けた際、その対象社の１つとなっておりましたことに伴い、平成26年４月に、国土交通省東北地方整備局から監督処分を受けました。

c．重要な関連会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の当該会社に対する出資比率（%）	事業内容
東北自然エネルギー開発株式会社	300	48.50	電気事業
東北ソーラーパワー株式会社	425	17.64	金融業

（注）1．平成27年２月３日付にて、東北ソーラーパワー株式会社は、東北電力株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことに伴い、資本金が425百万円となり、当社の当該会社に対する出資比率は17.64%となっております。
2．平成27年４月７日付にて、当社が保有する東北自然エネルギー開発株式会社および東北ソーラーパワー株式会社の全株式をそれぞれ東北電力株式会社へ譲渡いたしました。

(6) **主要な事業内容**（平成27年３月31日現在）

企業グループは、主な事業内容として、設備工事業、警備業、不動産業、リース業、廃棄物処理業、清涼飲料製造業、電気事業等を営んでおります。

なお、当社は建設業法により特定建設業者（(特－24）第1902号）および一般建設業者（(般－24）第1902号）として国土交通大臣許可を受け、屋内電気設備工事・配電線工事・送電線工事・発変電設備工事など電気工事全般、空調設備工事および給排水・衛生設備工事など管工事全般、情報通信（電気通信）工事ならびに土木・建築工事を請負施工しております。また、これらの事業のほかに測量・測水および地質調査ならびに電気機械器具および工事材料の販売を行っております。

(7) **主要拠点**（平成27年３月31日現在）

a．当　社

名称	所在地
本社	宮城県仙台市
東京本部	東京都千代田区
青森支社	青森県青森市
岩手支社	岩手県盛岡市
秋田支社	秋田県秋田市
宮城支社	宮城県仙台市
山形支社	山形県山形市
福島支社	福島県福島市
新潟支社	新潟県新潟市
北海道支社	北海道札幌市
横浜支社	神奈川県横浜市
大阪支社	大阪府大阪市

（注）上記のほか、営業所等が70箇所あります。

b．重要な子会社の本社所在地

会　社　名	本　社　所　在　地
株式会社トークス	宮城県仙台市
株式会社ニューリース	宮城県仙台市
株式会社ユートス	宮城県岩沼市
株式会社ユアテックサービス	山形県山形市
株式会社テクス宮城	宮城県仙台市
株式会社テクス福島	福島県郡山市
宮城電設株式会社	宮城県仙台市
グリーンリサイクル株式会社	宮城県黒川郡富谷町
株式会社アクアクララ東北	宮城県仙台市
株式会社大雄電工	宮城県仙台市
株式会社ユアソーラー富谷	宮城県黒川郡富谷町
株式会社ユアソーラー保原	福島県伊達市
有限会社ユアテックベトナム	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

c．重要な関連会社の本社所在地

会　社　名	本　社　所　在　地
東北自然エネルギー開発株式会社	宮城県仙台市
東北ソーラーパワー株式会社	宮城県仙台市

(8) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

a．企業グループの従業員の状況

区　分	従業員数				前期末比増減
	設備工事業	リース事業	その他の事業	合　計	
男　性	4,533 名	44 名	342 名	4,919 名	89 名
女　性	380	9	42	431	34
合　計	4,913	53	384	5,350	123

b．当社の従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　性	3,526 名	△ 52 名	42.2 歳	21.4 年
女　性	249	△ 6	41.5	19.4
合　計	3,775	△ 58	42.2	21.3

(9) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

企業グループの主要な借入先、借入金残高は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

借　　入　　先	借　入　金　残　高
株式会社七十七銀行	1,189
株式会社みずほ銀行	1,020
株式会社東邦銀行	730
株式会社仙台銀行	659
株式会社みちのく銀行	300

2．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数** 160,000,000 株
(2) **発行済株式の総数** 81,224,462 株
(3) **株　主　数** 5,607 名
(4) **大　株　主**

株　　主　　名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
東北電力株式会社	37,915	47.65
ユアテック従業員持株会	6,838	8.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,594	2.00
日本生命保険相互会社	1,381	1.73
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,128	1.41
株式会社七十七銀行	942	1.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	939	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	899	1.12
明治安田生命保険相互会社	459	0.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	372	0.46

（注）１．当社は自己株式1,659千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
　　また、持株比率も自己株式を控除して計算しております。
　　２．上記株主名の表記は、総株主通知に基づいて記載しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

氏　名	地位および担当	重要な兼職の状況
大山正征	取締役会長	
佐竹　勤	取締役社長	
小野保彦	取締役副社長（業務全般、電力本部長、企業倫理担当）	
中村　彰	常務取締役（営業本部長）	
遠藤和雄	常務取締役（営業本部副本部長兼東京本部長）	
櫻井研治	常務取締役（営業本部副本部長兼営業企画部長、震災復興担当）	
加藤郁男	常務取締役（震災復興担当）	
庄司正博	常務取締役（ＩＲ担当）	
太田良治	取締役（情報通信本部長）	
安倍宣昭	取締役	東北電力株式会社取締役副社長
斎藤孝志	常勤監査役	
赤坂恵悦	常勤監査役	
三井精一	監査役	
矢萩保雄	監査役	東北電力株式会社取締役副社長
稲垣智則	監査役	東日本興業株式会社取締役社長

（注）1．取締役会長、取締役社長、取締役副社長は、いずれも代表取締役であります。
2．取締役および監査役は、平成26年６月25日開催の第100回定時株主総会において選任されたものであります。
ただし、監査役三井精一は、平成23年６月28日開催の第97回定時株主総会において、常勤監査役斎藤孝志、監査役矢萩保雄は、平成25年６月25日開催の第99回定時株主総会において選任されたものであります。
3．取締役安倍宣昭は、社外取締役であります。
4．常勤監査役斎藤孝志、監査役三井精一、監査役矢萩保雄、監査役稲垣智則は、いずれも社外監査役であります。
5．監査役三井精一は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員であります。
6．取締役会長熊谷満、常務取締役小田達夫は、いずれも平成26年６月25日退任いたしました。
7．常勤監査役佐藤規夫、監査役松澤伸介は、いずれも平成26年６月25日辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	人　数	報酬等の総額
取締役	12名	197百万円
監査役	7名	33百万円
合　計	19名	230百万円

（注）1．上記には、平成26年６月25日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および監査役２名（うち社外監査役１名）に対して支給した報酬等を含んでおります。
2．上記のうち、社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は６名18百万円であります。
3．社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社（当社を含む）から受けた役員としての報酬等の総額は６名103百万円であります。
4．上記のほか、平成26年６月25日開催の第100回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
退任取締役　２名　47百万円
退任監査役　１名　6百万円
上記の役員退職慰労金には、過年度ならびに当事業年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額（取締役分43百万円、監査役分６百万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

a．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役安倍宣昭および監査役矢萩保雄は、当社の親会社東北電力株式会社の取締役副社長であります。

監査役三井精一は、株式会社仙台銀行の相談役であります。株式会社仙台銀行は、当社企業グループの主要な借入先の一つであります。

また、監査役稲垣智則は、東日本興業株式会社の取締役社長であります。東日本興業株式会社は、東北電力株式会社の子会社であり、当社は同社から、電気設備工事、空調管設備工事等を受注する一方、同社を保険代理店として損害保険契約等の取引を行っております。

b．当事業年度における主な活動状況

(a) 社外取締役

取締役安倍宣昭は、当事業年度開催の取締役会８回のうち７回に出席し、適宜意見等を述べております。

(b) 社外監査役

常勤監査役斎藤孝志は、当事業年度開催の取締役会８回のうち７回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会６回のすべてに出席し、適宜意見等を述べております。

監査役三井精一は、当事業年度開催の取締役会８回および監査役会６回のすべてに出席し、適宜意見等を述べております。

監査役矢萩保雄は、当事業年度開催の取締役会８回および監査役会６回のすべてに出席し、適宜意見等を述べております。

監査役稲垣智則は、就任以降、当事業年度開催の取締役会６回のうち５回に出席し、また、就任以降、当事業年度開催の監査役会５回のうち４回に出席し、適宜意見等を述べております。

さらに、各社外監査役は、経営トップと定期的に意見交換を行うとともに、適宜、主要事業所において業務の状況の調査を行うなど、取締役等の職務の執行状況の把握に努めております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

a．当社が支払うべき報酬等の額	47百万円
b．当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記a．の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、海外に所在する有限会社ユアテックベトナムは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人から、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、海外子会社の連結決算処理等に関する助言・指導を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘案して、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

(注)「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」の施行（平成27年５月１日）に伴い、監査役会において決議いたしました。

5．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成27年４月28日開催の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」（平成25年１月30日取締役会決議）を一部改定し、下記のとおり決議いたしました。

今回の改定は、平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」に基づいて変更したものであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会の一員として、法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し、社会的責任を果たす。

取締役会を、会社法および社内規程に基づき、必要に応じて開催する。取締役会では、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役から業務執行状況の報告を受ける。また、取締役の職務の執行につき相互に監督する。

常務会を、原則として毎週開催し、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。

企業行動指針を策定し、取締役は本指針を率先垂範するとともに、自らの役割として指針の精神の徹底に努める。また、社長を委員長とする企業倫理委員会を設置するとともに、企業倫理担当役員を置き、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。さらに、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

なお、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。

内部監査部門を設置し、当社業務の有効性・効率性および法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書、電磁的情報その他の情報について、社内規程に基づき、適切に管理・保存し、必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じて、関連する社内規程に基づき、各部門または社内会議体等を活用する等、適切に対応する。

定期的に事業活動に係るリスクの抽出・評価を行い、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、その対策等を毎年度の各部門が策定する事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。

当社経営に重大な影響を及ぼす各種の危機に対処し、危機の未然防止または危機が発生した場合の被害を最小限度にとどめるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。

自然災害に係るリスクについては、社内規程を定めるとともに、災害を想定した訓練を行う等、リスク発生に備える。

また、安全管理体制を確立するとともに、社員の安全意識を高め、労働災害の未然防止をはかるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。

そのほか、社内規程を定め、当社の収益に重大な影響を及ぼす、不良債権の発生を防止する。

リスク管理の状況については、必要に応じて、常務会等を通じて取締役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役ならびに業務を担当する取締役は、取締役会決議に基づき、当社の業務執行を行う。その際、経営環境の変化に迅速に対応するため、常務会や社内会議体を活用する等、効率的な業務執行を行う。

代表取締役ならびに業務を担当する取締役は、その職務の執行を効率的に行うため、次の措置を講じる。

ａ．経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに、経営に関する重要な計画のほか、各種計画を策定し、業務執行における重点施策、目標を明確化するとともに、実施結果の評価を行う。

ｂ．業務執行は、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て行う。

ｃ．取締役会等諸会議における報告、使用人との意見交換、お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により、経営に関わる情報を収集し、職務の執行に反映する。

内部監査部門は、効率的な業務執行がなされるよう内部監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は、代表取締役ならびに業務を担当する取締役の指揮命令のもと、企業行動指針等の規範を遵守し、組織および職務権限に関する規程に基づき、職務の執行を行う。

使用人の職務の執行は、業務執行の決定手続きや報告等を通じて、取締役の監督を受ける。

企業倫理委員会を設置し、企業行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。また、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件の調査を行い、企業倫理委員会へ定期的に報告等を行う。

内部監査部門は、使用人の企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。

⑹ 当社ならびに親会社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

a．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、グループ会社各社に対し、重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施する。

b．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程を定め、グループ会社各社に対し、経営に関する重要な計画を策定させるとともに、主要な会社から定期的に計画の進捗状況の報告を受け、各社におけるリスクについて把握する。

当社は、グループ会社各社に対し、事前協議および報告を通じて把握した各社の重要なリスクへの対応について、指導・助言を実施する。

また、当社のグループ会社管理部門または関係各部門は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、常務会等に報告する。

c．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ連絡会の開催等、企業グループ経営を推進する。

当社は、グループ会社各社に対し、業務執行にあたっては、社内会議体を活用する等効率的に行うとともに、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て業務執行を行うよう、適宜、指導・助言を実施する。

d．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社各社に対し、企業行動指針を策定する等、法令と法の精神の遵守を徹底するよう、適宜、指導・助言を実施する。

また、当社は、各社の企業倫理・法令遵守の状況について、適宜、把握するとともに、各社の企業倫理・法令遵守の担当責任者に対する指導・助言等により企業倫理・法令遵守の徹底をはかる。

当社の企業倫理相談窓口は、グループ会社各社の取締役、監査役および使用人からの相談も受け付ける。また、相談案件の処理状況を企業倫理委員会に報告する。

e．その他当社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部監査部門は、グループ会社各社における内部監査の状況を勘案し、主要な会社については必要に応じて直接内部監査を実施する。

f．親会社等との取引における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社等との取引について、必要な手続きを経て内容の妥当性を判断の上、適正に実施する。重要な取引や異例な取引については取締役への決定手続きを行い、承認を得る。

当社は、当社およびグループ会社各社における企業倫理・法令遵守およびリスク管理上重要な事項について、親会社へ報告または協議し、適切な対応に努める。

当社は、親会社の内部監査部門の内部監査を受け入れ、企業倫理・法令遵守に関する課題、問題の把握に努める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする組織を設置し、専属の使用人を置く。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する組織の職務は監査補助に限定し、同組織に所属する使用人を監査補助以外の業務には従事させない。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する組織に所属する使用人は監査役の直轄下に置き、同組織に所属する使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議する。

(10) 監査役への報告に関する体制

a．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査役に報告する。

取締役および使用人は、監査役が監査のために報告を求めた場合は、これに応じる。

また、企業倫理相談窓口に対する取締役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

b．子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、監査役に報告する。

また、当社の企業倫理相談窓口に対するグループ会社各社の取締役、監査役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

⑾　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

また、グループ会社各社に対し、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう、徹底する。

⑿　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには、当該請求に係る費用が職務の執行に必要がないと判断される場合を除き、これに応ずる。

⒀　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、常務会等重要な諸会議に出席するとともに、当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。

代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。

監査役の監査成果を高めるため、内部監査部門は、内部監査の結果を監査役に情報提供する。

（注）監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当事業年度中に存在した改正前の基本方針であります。

連結貸借対照表

平成27年３月31日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**125,858**	**流動負債**	**67,714**
現金預金	25,598	支払手形・工事未払金等	34,682
受取手形・完成工事未収入金等	65,462	電子記録債務	10,891
電子記録債権	3,118	短期借入金	2,210
リース債権及びリース投資資産	3,608	未払法人税等	3,333
有価証券	10,000	工事損失引当金	3,623
未成工事支出金	2,864	役員賞与引当金	69
繰延税金資産	3,376	災害損失引当金	122
その他	11,973	その他	12,782
貸倒引当金	△142	**固定負債**	**20,444**
固定資産	**54,864**	長期借入金	4,378
有形固定資産	**39,629**	再評価に係る繰延税金負債	1,530
建物・構築物	16,455	役員退職慰労引当金	125
機械・運搬具・工具器具備品	6,595	退職給付に係る負債	13,977
土地	15,929	その他	433
その他	648	**負債合計**	**88,158**
無形固定資産	**1,116**	**純資産の部**	
投資その他の資産	**14,118**	**株主資本**	**93,978**
投資有価証券	7,662	資本金	7,803
退職給付に係る資産	1,237	資本剰余金	7,813
繰延税金資産	4,200	利益剰余金	79,081
その他	1,434	自己株式	△719
貸倒引当金	△416	**その他の包括利益累計額**	**△1,945**
		その他有価証券評価差額金	346
		土地再評価差額金	△2,404
		為替換算調整勘定	32
		退職給付に係る調整累計額	80
		少数株主持分	**531**
		純資産合計	**92,564**
資産合計	**180,723**	**負債純資産合計**	**180,723**

連結損益計算書

自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：百万円）

売上高		**217,712**
売上原価		191,052
売上総利益		**26,659**
販売費及び一般管理費		15,419
営業利益		**11,240**
営業外収益		
受取利息及び配当金	208	
受取賃貸料	184	
為替差益	351	
その他	394	1,139
営業外費用		
支払利息	15	
遊休資産諸費用	26	
その他	13	55
経常利益		**12,324**
特別利益		
投資有価証券償還益	73	
受取損害賠償金	21	
その他	3	97
特別損失		
減損損失	85	
固定資産除却損	23	
固定資産撤去費	38	
その他	17	165
税金等調整前当期純利益		**12,256**
法人税、住民税及び事業税		3,381
法人税等調整額		△ 3,298
少数株主損益調整前当期純利益		**12,173**
少数株主利益		12
当期純利益		**12,160**

連結株主資本等変動計算書

自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,803	7,813	62,867	△ 704	77,780
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	4,939	—	4,939
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,803	7,813	67,806	△ 704	82,719
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 955	—	△ 955
当期純利益	—	—	12,160	—	12,160
土地再評価差額金の取崩	—	—	3	—	3
自己株式の取得	—	—	—	△ 15	△ 15
自己株式の処分	—	0	—	0	0
連結範囲の変動	—	—	65	—	65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	0	11,274	△ 15	11,258
当期末残高	7,803	7,813	79,081	△ 719	93,978

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	132	△ 2,563	—	△ 1,437	△ 3,868	520	74,431
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	4,939
会計方針の変更を反映した当期首残高	132	△ 2,563	—	△ 1,437	△ 3,868	520	79,371
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 955
当期純利益	—	—	—	—	—	—	12,160
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	3
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 15
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	214	158	32	1,517	1,922	11	1,934
当期変動額合計	214	158	32	1,517	1,922	11	13,193
当期末残高	346	△ 2,404	32	80	△ 1,945	531	92,564

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　13社

連結子会社の名称

㈱トークス・㈱ニューリース・㈱ユートス・㈱ユアテックサービス・㈱テクス宮城・㈱テクス福島・宮城電設㈱
グリーンリサイクル㈱・㈱アクアクララ東北・㈱大雄電工・㈱ユアソーラー富谷・㈱ユアソーラー保原
㈲ユアテックベトナム

前連結会計年度において非連結子会社であった㈲ユアテックベトナムは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数　2社

持分法適用の関連会社の名称

東北自然エネルギー開発㈱・東北ソーラーパワー㈱

持分法非適用の関連会社の数　3社

持分法非適用の関連会社の名称

ソーラーパワー久慈㈱・ソーラーパワー鰺ヶ沢㈱・ソーラーパワー白石㈱

上記の持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）
なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上している。

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法

材料貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）については定額法、その他については定率法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっている。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

⑶ 引当金の計上基準

①貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

②工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

④災害損失引当金

東日本大震災による被災資産の撤去、修繕等に伴う支出に備えるため、当該費用の見積額を計上している。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

⑷ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

②消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

④退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

a.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

b.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理している。過去勤務費用は、その発生時に費用処理している。

（会計方針の変更に関する注記）

会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 4,939百万円減少し、利益剰余金が同額増加している。これにより損益に与える影響は軽微である。

なお、１株当たり情報に与える影響額は、当該箇所に記載している。

（表示方法の変更に関する注記）

表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めていた「電子記録債権」（前連結会計年度末 2,409百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記した。

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「繰延税金資産」（前連結会計年度末 668百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記した。

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めていた「未払法人税等」（前連結会計年度末 408百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記した。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において区分掲記していた「固定資産売却益」（当連結会計年度 3百万円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示した。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産撤去費」（前連結会計年度 10百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記した。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　35,543百万円

２．保証債務等

(1) 保証債務

金融機関からの借入金に対する保証債務

東北自然エネルギー開発㈱	67百万円
ソーラーパワー久慈㈱	63百万円
ソーラーパワー鰺ヶ沢㈱	15百万円
ソーラーパワー白石㈱	51百万円

(2) 保証類似行為

電力需給契約に関する保証予約

東北自然エネルギー開発㈱	124百万円

（注）連帯保証等において当社グループの負担額が特定されているものについては、当社グループの負担額を記載している。

3．工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は24百万円である。

4．土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。
再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布　政令119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定している。
再評価を行った年月日　平成14年３月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△ 5,274百万円

（連結損益計算書に関する注記）

1．工事進行基準による売上高　93,635百万円

2．売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額　3,623百万円

3．販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費　135百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末における発行済株式数
普通株式　81,224,462株

2．配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月25日定時株主総会	普通株式	397	5.00	平成26年３月31日	平成26年６月26日
平成26年10月29日取締役会	普通株式	557	7.00	平成26年９月30日	平成26年12月１日
計		955			

（注）平成26年10月29日取締役会決議による１株当たり配当額 7円は、創立70周年記念配当 2円を含んでいる。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成27年６月24日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

配当金の総額	556　百万円
１株当たり配当額	7.00　円
基準日	平成27年３月31日
効力発生日	平成27年６月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金等による短期的な資金運用を行っているほか、余裕資金を効率的に運用するため、元本を毀損することのない複合金融商品を満期保有目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

また、親会社である東北電力㈱のグループ内における資金の相互融通のため、余裕資金をグループファイナンス事業資金として預け入れしている。

なお、当社の連結子会社における運転資金等の調達については、当社からの貸出及び銀行等からの借入により行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

「受取手形・完成工事未収入金等」及び「電子記録債権」は、営業債権であり、取引先の債務不履行リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとに期日管理と残高管理を行っている。

「有価証券」は、主に債券及び譲渡性預金であり、取引先の債務不履行リスクを有しているが、信用度の高い金融機関等を取引相手としており、信用リスクはほとんどない。

「流動資産その他　預け金」及び「投資その他の資産その他　長期預け金」は、東北電力㈱の子会社であるＴＤＧビジネスサポート㈱に対するものであり、契約不履行により生じる信用リスクはほとんどない。

「投資有価証券」のうち株式は、主として取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や取引先の財務状況等を把握し、さらに、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

「投資有価証券」のうち債券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクを有しているが、社内規程に基づき、資金運用管理委員会において審議及びリスク管理を行っており、取引先の債務不履行に係るリスクはほとんどない。

「支払手形・工事未払金等」及び「電子記録債務」は、そのほとんどが１年以内の支払期日である。

「長期借入金」は、連結子会社のリース資産取得及び設備建設に必要な資金の調達を目的としている。なお、長期借入金は、その大部分を固定金利で調達しており、金利の変動リスクは限定的である。

「流動負債その他　未成工事受入金」は、工事の完成引渡し完了後に完成工事未収入金と相殺される債務である。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもある。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない（(注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金預金	25,598	25,598	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	65,462	65,462	－
(3) 電子記録債権	3,118	3,118	－
(4) 有価証券	10,000	10,000	－
(5) 流動資産その他　預け金（長期１年以内除く）	8,600	8,600	－
(6) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	6,000	5,984	△ 15
② その他有価証券	920	920	－
(7) 投資その他の資産その他　長期預け金（１年以内含む）	180	139	△ 40
負債			
(8) 支払手形・工事未払金等	34,682	34,682	－
(9) 電子記録債務	10,891	10,891	－
(10) 流動負債その他　未成工事受入金	4,698	4,698	－
(11) 長期借入金（１年以内含む）	6,568	6,588	△ 20

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等、(3) 電子記録債権、(4) 有価証券、(5) 流動資産その他　預け金（長期１年以内除く）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 投資有価証券

債券（複合金融商品を含む）は、取引金融機関から提示された価格によっており、株式は取引所の価格によっている。

(7) 投資その他の資産その他　長期預け金（１年以内含む）

時価は、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

負　債

(8) 支払手形・工事未払金等、(9) 電子記録債務、(10) 流動負債その他　未成工事受入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(11) 長期借入金（１年以内含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額 742百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券 ②その他有価証券」には含めていない。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　1,156円70銭

（注）「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付に関する会計基準」等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っている。

この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額が62円08銭増加している。

２．１株当たり当期純利益　　152円81銭

貸 借 対 照 表

平成27年３月31日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**113,555**	**流動負債**	**62,491**
現金預金	19,676	支払手形	4,657
預け金	7,880	電子記録債務	10,891
受取手形	3,940	工事未払金	29,252
電子記録債権	3,118	リース債務	508
完成工事未収入金	60,022	未払金	1,692
有価証券	10,000	未払費用	1,530
未成工事支出金	2,569	未払法人税等	2,813
繰延税金資産	3,205	未払消費税等	1,629
その他	3,277	未成工事受入金	4,573
貸倒引当金	△134	工事損失引当金	3,623
固定資産	**47,987**	役員賞与引当金	23
有形固定資産	**33,212**	災害損失引当金	119
建物・構築物	15,332	その他	1,176
機械・運搬具	148	**固定負債**	**15,952**
工具器具・備品	301	リース債務	1,808
土地	15,051	再評価に係る繰延税金負債	1,530
リース資産	2,046	退職給付引当金	12,308
建設仮勘定	331	役員退職慰労引当金	100
無形固定資産	**750**	その他	203
投資その他の資産	**14,024**	**負債合計**	**78,444**
投資有価証券	7,389	**純資産の部**	
関係会社株式	1,052	**株主資本**	**85,157**
長期貸付金	351	資本金	7,803
破産更生債権等	435	資本剰余金	7,813
長期前払費用	3	資本準備金	7,812
前払年金費用	167	その他資本剰余金	0
繰延税金資産	4,069	利益剰余金	70,260
その他	992	利益準備金	1,088
貸倒引当金	△437	その他利益剰余金	69,172
		固定資産圧縮積立金	233
		別途積立金	52,200
		繰越利益剰余金	16,739
		自己株式	△719
		評価・換算差額等	**△2,058**
		その他有価証券評価差額金	346
		土地再評価差額金	△2,404
		純資産合計	**83,099**
資産合計	**161,543**	**負債純資産合計**	**161,543**

損　益　計　算　書

自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：百万円）

完成工事高		**205,786**
完成工事原価		181,666
完成工事総利益		**24,120**
販売費及び一般管理費		14,251
営業利益		**9,868**
営業外収益		
受取利息及び配当金	222	
受取賃貸料	295	
為替差益	354	
その他	276	1,149
営業外費用		
支払利息	116	
遊休資産諸費用	26	
その他	13	156
経常利益		**10,860**
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券償還益	73	76
特別損失		
減損損失	85	
固定資産除却損	21	
固定資産撤去費	44	
その他	14	165
税引前当期純利益		**10,771**
法人税、住民税及び事業税		2,717
法人税等調整額		△ 3,304
当期純利益		**11,357**

株主資本等変動計算書

自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：百万円）

	株主資本										
		資本剰余金			利益剰余金						
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,803	7,812	0	7,813	1,088	224	50,300	3,318	54,931	△ 704	69,844
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	4,922	4,922	—	4,922
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,803	7,812	0	7,813	1,088	224	50,300	8,240	59,853	△ 704	74,766
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	8	—	△ 8	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	1,900	△ 1,900	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△ 955	△ 955	—	△ 955
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	11,357	11,357	—	11,357
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	3	3	—	3
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 15	△ 15
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	**—**	**—**	0	0	**—**	8	1,900	8,498	10,406	△ 15	10,390
当期末残高	7,803	7,812	0	7,813	1,088	233	52,200	16,739	70,260	△ 719	85,157

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	132	△ 2,563	△ 2,431	67,412
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	4,922
会計方針の変更を反映した当期首残高	132	△ 2,563	△ 2,431	72,335
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 955
当期純利益	—	—	—	11,357
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	3
自己株式の取得	—	—	—	△ 15
自己株式の処分	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	214	158	373	373
当期変動額合計	214	158	373	10,764
当期末残高	346	△ 2,404	△ 2,058	83,099

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）
なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上している。

②子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①未成工事支出金 …… 個別法による原価法

②材料貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）については定額法、その他については定率法によっている。

(2) 無形固定資産

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

(3) 災害損失引当金

東日本大震災による被災資産の撤去、修繕等に伴う支出に備えるため、当該費用の見積額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時に費用処理している。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

4．収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

（会計方針の変更に関する注記）

1．会計方針の変更

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準等」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が4,922百万円減少し、繰越利益剰余金が同額増加している。

（表示方法の変更に関する注記）

1．表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度において流動資産の「その他」に含めていた「預け金」（前事業年度末 1,080百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記して表示した。

前事業年度において区分掲記していた「立替金」（当事業年度末 1,582百万円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示した。

前事業年度において区分掲記していた無形固定資産の「ソフトウェア」（当事業年度末 678百万円）は、重要性が乏しいため、当事業年度より無形固定資産として一括表示した。

（損益計算書）

前事業年度において特別損失の「その他」に含めていた「固定資産撤去費」（前事業年度 19百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記して表示した。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　30,000百万円

2．保証債務等

(1) 保証債務

①金融機関からの借入金に対する保証債務

㈱ユアソーラー保原	200百万円
㈱ユアソーラー富谷	169百万円
ソーラーパワー久慈㈱	108百万円
ソーラーパワー白石㈱	87百万円
東北自然エネルギー開発㈱	67百万円
ソーラーパワー鰺ヶ沢㈱	26百万円

②工事請負に係る金融機関の工事契約履行保証等に対する保証債務

㈲ユアテックベトナム	450百万円

(2) 保証類似行為

①金融機関からの借入金に対する経営指導の念書の差入れ

㈱ニューリース	6,060百万円

②電力需給契約に関する保証予約

東北自然エネルギー開発㈱	124百万円

(注) 連帯保証等において当社の負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載している。

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	20,965百万円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	548百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	2,952百万円
(4) 関係会社に対する長期金銭債務	1,644百万円

4．工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は24百万円である。

5．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布　政令119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定している。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△ 5,274百万円

（損益計算書に関する注記）

1．工事進行基準による完成工事高	92,732百万円
2．関係会社に対する売上高	82,335百万円
3．関係会社からの仕入高	15,064百万円
4．完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額	3,623百万円
5．関係会社との営業取引以外の取引	347百万円
6．販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費	138百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度末における自己株式数

普通株式	1,659,027株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸倒引当金	149
未払賞与	1,178
未払事業税	210
退職給付引当金	3,950
その他	3,172
繰延税金資産小計	8,661
評価性引当額	△ 1,120
繰延税金資産合計	7,540
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 93
固定資産圧縮積立金	△ 109
その他	△ 61
繰延税金負債合計	△ 265
繰延税金資産（負債）の純額	7,275

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：%）

法定実効税率	35.4
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.1
住民税均等割等	0.9
評価性引当額の増減	△ 48.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.3
その他	△ 0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 5.4

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後開始する事業年度から法定実効税率の引き下げが行われることとなった。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が509百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が682百万円、その他有価証券評価差額金が9百万円、土地再評価差額金が162百万円、それぞれ増加している。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

資産の種類	資産の内容等
機械・運搬具	工事用開閉器

（関連当事者との取引に関する注記）

1．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
親会社	東北電力㈱	仙台市青葉区	251,441	電気事業	被所有 直接 48.1 間接 0.5	電気工事等の請負施工 役員の兼任	電気工事等の請負（注１）	81,827	完成工事未収入金	20,522
									未成工事受入金	425

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）工事の受注について、価格・その他の条件は一般的取引条件によっている。

（注２）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2．兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）（注２）
親会社の子会社	ＴＤＧビジネスサポート㈱	仙台市青葉区	1,500	金融業	—	資金の預け入れ	資金の預け入れ（注１）	15,600	預け金	7,880
									投資その他の資産「その他」	100

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）余裕資金を先方の提示条件及び市中の金利を考慮のうえ預け入れている。

（注２）取引金額および期末残高には消費税等が含まれていない。

3．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注２）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱ニューリース	仙台市青葉区	50	リース業	所有 直接 100.0	車両・事務用機器・工事用機械のリース	保証類似行為（注１）	6,060	—	—
							リース資産支払利息	101		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）借入金について、取引銀行に対し経営指導の念書を差入れている。

（注２）取引金額には消費税等が含まれていない。

（１株当たり情報に関する注記）

1．１株当たり純資産額　　1,044円42銭

（注）「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付に関する会計基準」等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っている。

この結果、当事業年度の１株当たり純資産額が61円87銭増加している。

2．１株当たり当期純利益　　142円72銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社ユアテック
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤憲芳　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐藤森夫　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小川高広　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ユアテックの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユアテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社ユアテック
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　憲　芳　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　森　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　川　高　広　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユアテックの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社連結子会社１社は東京電力発注工事に関連して平成25年12月に公正取引委員会から排除措置命令等を受けたことに伴い、平成26年４月に国土交通省東北地方整備局から監督処分を受けました。監査役会は、企業グループ全体における法令遵守の徹底と内部統制システムの強化に向けた取り組みについて、引続き監視および検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月８日

株式会社ユアテック　監査役会

常勤監査役　斎藤孝志　㊞

常勤監査役　赤坂恵悦　㊞

監査役　三井精一　㊞

監査役　矢萩保雄　㊞

監査役　稲垣智則　㊞

（注）常勤監査役斎藤孝志、監査役三井精一、監査役矢萩保雄、監査役稲垣智則の４氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの年２回の安定的な配当を基本とし、業績ならびに将来にわたる安定した事業展開のための内部留保の充実などを総合的に勘案しつつ、株主のみなさまへの利益還元を実施していくことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当等については、当期の業績が期初の予想を大幅に上回ったことなどを勘案し、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金　銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

１株につき金７円　総額556,958,045円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日

２．別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　15,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　15,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴　当社事業の現状に即すとともに、今後の事業展開等を勘案し、現行定款第２条（目的）を一部変更するものであります。

⑵「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年５月１日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第34条（取締役の責任免除）および第44条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、第34条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	**第１章　総　則**
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条（現行どおり）
１～２．（省　略）	１～２．（現行どおり）
３．風力等による発電電力の販売	３．発電および電気の供給に関する事業
４～14.（省　略）	４～14.（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	**第４章　取締役および取締役会**
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第34条（省　略）	第34条（現行どおり）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第１項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第５章　監査役および監査役会	**第５章　監査役および監査役会**
（監査役の責任免除）	（監査役の責任免除）
第44条（省　略）	第44条（現行どおり）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第３号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、経営体制の一層の強化をはかるため、取締役を１名増員いたしたいと存じます。つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当会社の株 式 数
1	佐竹（さたけ）　勤（つとむ） （昭和28年３月２日生）	昭和50年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社常務取締役　お客さま本部長 平成21年６月　当会社監査役（平成24年６月退任） 平成24年６月　当会社取締役（平成25年６月退任） 平成24年６月　東北電力株式会社取締役副社長 ＣＳＲ担当、コンプライアンス推進担当、ＩＲ担当 平成26年６月　当会社取締役社長 （現在にいたる）	9,000株
2	小野（おの）保彦（やすひこ） （昭和27年11月19日生）	昭和51年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社取締役　お客さま本部副本部長 お客さま本部配電部長 平成24年６月　当会社取締役副社長　業務全般、電力本部長 平成26年６月　当会社取締役副社長　業務全般、電力本部長、企業倫理担当 （現在にいたる）	9,000株
3	遠藤（えんどう）和雄（かずお） （昭和26年８月８日生）	昭和49年４月　当会社入社 平成18年３月　当会社執行役員　営業本部営業部長 平成22年６月　当会社上席執行役員　営業本部営業部長 平成23年６月　当会社常務取締役 営業本部副本部長兼東京本部長 （現在にいたる）	16,337株
4	庄司（しょうじ）正博（まさひろ） （昭和27年９月７日生）	昭和50年４月　当会社入社 平成19年６月　当会社執行役員　人事労務部長 平成24年６月　当会社常務取締役　ＩＲ担当 （現在にいたる）	7,000株

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当会社の株 式 数
5	太田（おおた） 良治（よしはる） （昭和31年１月18日生）	昭和53年４月　当会社入社 平成22年３月　当会社営業本部電気設備部副部長 平成22年６月　当会社営業本部電気設備部長 平成23年６月　当会社執行役員　営業本部電気設備部長 平成26年６月　当会社取締役　情報通信本部長 （現在にいたる）	6,538株
6	※ 矢萩（やはぎ） 保雄（やすお） （昭和26年２月14日生）	昭和46年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社上席執行役員　新潟支店長 平成23年６月　同社常務取締役　お客さま本部長代理 平成24年６月　同社取締役副社長　お客さま本部長 平成25年６月　当会社監査役 （現在にいたる）	2,000株
7	※ 丸山（まるやま） 稔（みのる） （昭和30年10月３日生）	昭和54年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社岩手支店副支店長・企画管理担当 平成21年12月　同社岩手支店副支店長・企画管理担当 兼企画部付低炭素社会推進担当 平成23年６月　同社人財部部長 平成25年６月　同社考査室長 （現在にいたる）	0株
8	※ 渡辺（わたなべ） 洋一（よういち） （昭和28年９月19日生）	昭和47年４月　当会社入社 平成21年６月　当会社執行役員　岩手支社長 平成24年６月　当会社上席執行役員　新潟支社長 平成26年６月　当会社上席執行役員　新潟支社長兼設備部長 平成26年７月　当会社上席執行役員　新潟支社長 （現在にいたる）	30,102株
9	※ 中山（なかやま） 哲克（のりよし） （昭和32年11月29日生）	昭和55年４月　当会社入社 平成20年３月　当会社福島支社副支社長兼営業部長 平成24年６月　当会社執行役員　岩手支社長 （現在にいたる）	8,000株

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当会社の株 式 数
10	※ 坂本光弘（さかもとみつひろ） （昭和30年11月29日生）	昭和54年４月　東北電力株式会社入社 平成20年６月　同社総務部法務室長 平成22年６月　同社総務部長 平成23年６月　同社執行役員　総務部長 平成24年６月　同社取締役　総務部長 平成25年６月　同社上席執行役員　新潟支店長 （現在にいたる） ［重要な兼職の状況］ 東北電力株式会社取締役副社長　火力原子力本部長、 コンプライアンス推進担当（平成27年６月25日就任予定）	0株
11	※ 三井精一（みついせいいち） （昭和17年７月11日生）	昭和41年４月　株式会社振興相互銀行（現　株式会社仙台銀行）入行 平成13年６月　同行取締役頭取 平成22年６月　当会社監査役 平成24年10月　株式会社じもとホールディングス取締役会長 （平成25年６月退任） 平成25年６月　株式会社仙台銀行取締役会長 平成26年６月　同行相談役 （現在にいたる）	4,000株

（注）１．※印は、新任候補者であります。
２．候補者と当会社との間には、特別の利害関係はありません。
３．候補者坂本光弘、三井精一の両氏は、社外取締役の候補者であります。
４．候補者坂本光弘氏を社外取締役候補者とした理由は、親会社東北電力株式会社における取締役や上席執行役員としての経験および幅広い見識から、当会社経営の適正な運営に資する助言や指導を得ることにより、経営体制のさらなる強化、充実をはかることができることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．候補者三井精一氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員の候補者であります。
６．候補者三井精一氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社仙台銀行や株式会社じもとホールディングスにおける経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当会社経営の適正な運営に資する助言や指導を得ることにより、経営体制のさらなる強化、充実をはかることができることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
７．候補者矢萩保雄氏は、現在、当社の監査役であり、当社の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年となります。
８．候補者三井精一氏は、現在、当社の監査役であり、当社の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって５年となります。
９．候補者坂本光弘氏の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額となります。
10．当社は、現在、社外監査役である三井精一氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。また、候補者三井精一氏の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、新たに当該契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役斎藤孝志、矢萩保雄の両氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。また、監査役三井精一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位および重要な兼職の状況）	所有する当会社の株 式 数
1	※ 坂 本 敏 昭 （さかもと としあき） （昭和29年５月６日生）	昭和52年４月　東北電力株式会社入社 平成21年５月　同社広報・地域交流部付 社団法人東北経済連合会出向 平成23年６月　同社執行役員待遇　社団法人東北経済連合会出向 平成25年４月　同社執行役員待遇　一般社団法人東北経済連合会出向 平成25年６月　同社執行役員待遇　株式会社インテリジェント・コスモス研究機構 （現在にいたる）	0株
2	※ 山 本 俊 二 （やまもと しゅんじ） （昭和31年12月19日生）	昭和54年４月　東北電力株式会社入社 平成20年６月　同社経理部長 平成22年６月　同社執行役員　経理部長 平成23年６月　同社執行役員　山形支店長 平成25年６月　同社常務取締役 （現在にいたる） ［重要な兼職の状況］ 東北電力株式会社常務取締役　支店統轄（平成27年６月25日就任予定）	0株
3	※ 小 野 浩 一 （おの こういち） （昭和37年６月７日生）	平成13年９月　仙台弁護士会登録 平成16年９月　木村・小野法律事務所　パートナー 平成26年３月　東二番丁通法律事務所　代表 （現在にいたる） ［重要な兼職の状況］ 弁護士	0株

（注）１．※印は、新任候補者であります。
２．候補者と当会社との間には、特別の利害関係はありません。
３．候補者坂本敏昭、山本俊二、小野浩一の３氏は、社外監査役の候補者であります。
４．候補者坂本敏昭氏を社外監査役候補者とした理由は、親会社東北電力株式会社や株式会社インテリジェント・コスモス研究機構における経験および幅広い見識から取締役会に有益なアドバイスをいただくとともに、当会社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
５．候補者山本俊二氏を社外監査役候補者とした理由は、親会社東北電力株式会社の常務取締役としての経営者の経験および幅広い見識から取締役会に有益なアドバイスをいただくとともに、当会社の経

営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

6．候補者小野浩一氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員の候補者であります。

7．候補者小野浩一氏を社外監査役候補者とした理由は、法律の専門家としての経験および幅広い見識から取締役会に有益なアドバイスをいただくとともに、当会社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

8．候補者坂本敏昭氏は、東北電力株式会社から同社の執行役員としての報酬等を受けております。

9．候補者山本俊二氏は、東北電力株式会社から同社の取締役としての報酬等を受けております。

10. 候補者坂本敏昭氏は、監査役斎藤孝志氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は、当社定款の定めに従い、前任者の任期の満了する平成28年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

11. 候補者山本俊二氏は、監査役矢萩保雄氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は、当社定款の定めに従い、前任者の任期の満了する平成28年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

12. 候補者坂本敏昭、山本俊二、小野浩一の３氏の選任について、それぞれご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額となります。

第５号議案　退任取締役および退任監査役に対し慰労金贈呈の件

取締役大山正征、中村彰、櫻井研治、加藤郁男の４氏および監査役斎藤孝志、三井精一の両氏は、本総会終結の時をもってそれぞれ退任されます。

つきましては、これらの各氏に対しその在任中の功労に報いるため、当会社における一定の基準に従い相当額の範囲内で、それぞれ慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の各氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
大　山　正　征	平成21年６月　当会社取締役社長 平成26年６月　当会社取締役会長　（現在にいたる）
中　村　　彰	平成23年６月　当会社常務取締役　（現在にいたる）
櫻　井　研　治	平成24年６月　当会社常務取締役　（現在にいたる）
加　藤　郁　男	平成24年６月　当会社常務取締役　（現在にいたる）
斎　藤　孝　志	平成25年６月　当会社常勤監査役　（現在にいたる）
三　井　精　一	平成22年６月　当会社監査役　（現在にいたる）

以　上

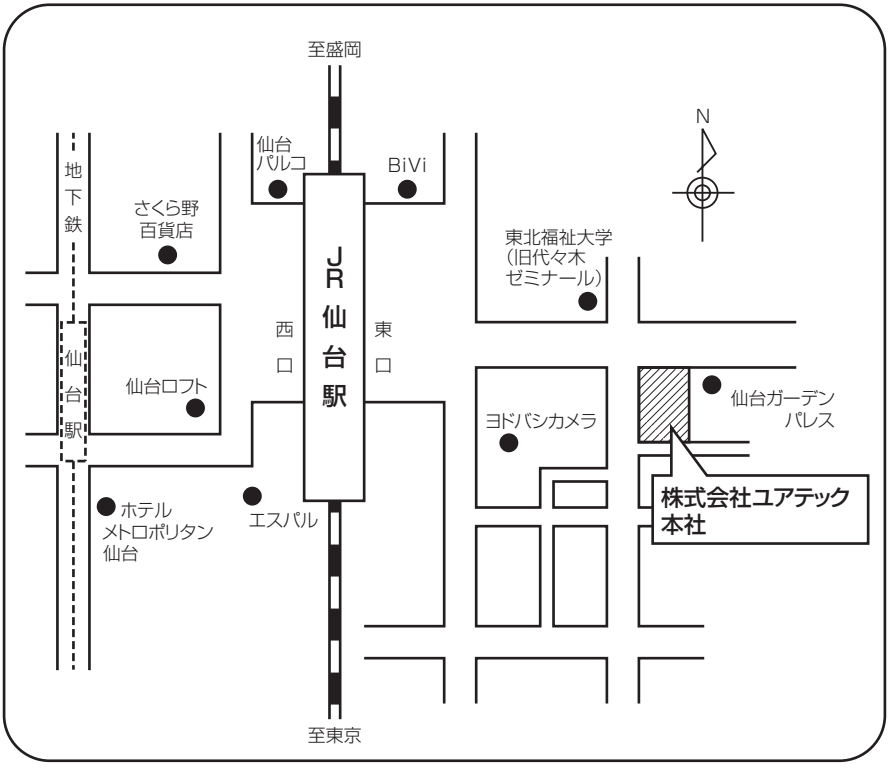
【添付書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する場合の周知方法】

添付書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.yurtec.co.jp/）に掲載いたします。

株主総会会場ご案内

会　場　仙台市宮城野区榴岡四丁目１番１号
当会社３階大ホール

会場付近略図



交　通　ＪＲ線　仙台駅から徒歩約７分（出口「東口」）
仙石線仙台駅から徒歩約３分（出入口２）
地下鉄　地下鉄仙台駅から徒歩約９分（出入口２）
バ　ス　仙台駅前下車
（会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。）

RICE INK
米ぬか油を使用した環境配慮型「ライスインキ」で印刷しています。